（別紙２）

処遇改善計画書提出及び問合せ先（指定権者）一覧

★　法人一括で作成する場合などは，各指定権者へそれぞれ提出する必要があります。

指定居宅サービス，指定介護予防サービス，介護医療院

事業所所在地	提出先	所在地・電話番号	備　考
大竹市，廿日市市，安芸高田市，江田島市，府中町，海田町，熊野町，坂町，安芸太田町，北広島町	西部厚生環境事務所厚生課	廿日市市桜尾 2-2-68 0829-32-1181（代）	※提出についてはメールも可 （fjwkousei@pref.hiroshima.lg.jp）
竹原市，東広島市，大崎上島町	西部東厚生環境事務所厚生課	東広島市西条昭和町 13-10 082-422-6911（代）	※提出についてはメールも可 （fjwekousei@pref.hiroshima.lg.jp）
三原市，尾道市，世羅町，府中市，神石高原町	東部厚生環境事務所厚生課	尾道市古浜町 26-12 0848-25-4630	※提出についてはメールも可 （fjekousei@pref.hiroshima.lg.jp）
庄原市	北部厚生環境事務所厚生課	三次市十日市東 4-6-1 0824-63-5181（代）	※提出についてはメールも可 （fjnkousei@pref.hiroshima.lg.jp）
広島市	広島市介護保険課	広島市中区国泰寺町一丁目 6-34 082-504-2721	※提出についてはメールも可
福山市	福山市介護保険課	福山市東桜町 3 番 5 号 084-928-1259	※提出についてはメールも可
呉市	呉市指導監査室	呉市中央四丁目 1-6 0823-25-3132	※提出についてはメールも可（ＰＤＦ）原則持参または郵送
三次市	三次市高齢者福祉課	三次市十日市中二丁目 8 番 1 号 0824-62-6387	※提出についてはメールも可

介護老人福祉施設，介護老人保健施設（※介護老人福祉施設は，併設型ショート，空床型ショートは除く。）

事業所所在地	提出先	所在地・電話番号	
県内全域（広島市，呉市，福山市，三次市を除く）	●医療介護基盤課	広島市中区基町 10-52 082-513-3208	※提出についてはメールも可 （kaigokaizen@pref.hiroshima.jp）
広島市	広島市介護保険課	広島市中区国泰寺町一丁目 6-34 082-504-2721	※提出についてはメールも可
福山市	福山市介護保険課	福山市東桜町 3 番 5 号 084-928-1259	※提出についてはメールも可
呉市	呉市指導監査室	呉市中央四丁目 1-6 0823-25-3132	※提出についてはメールも可（ＰＤＦ）原則持参または郵送
三次市	三次市高齢者福祉課	三次市十日市中二丁目 8 番 1 号 0824-62-6387	※提出についてはメールも可

※介護老人福祉施設の併設型・空床型ショートステイは指定居宅サービスになります。

※地域密着型サービス及び総合事業サービスは，各市町介護保険担当課となります。